



監督官！
目指せ、

平成27年度

労働基準 監督官採用試験

厚生労働省と 労働基準行政

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に労働基準局が、各都道府県には都道府県労働局が、さらに第一線機関として321の労働基準監督署が置かれています。これらはすべて国の機関です。

なお、労働関係の職員の研修施設として独立行政法人労働政策研究・研修機構に労働大学校が設置されており、また、安全衛生に関する研究機関として独立行政法人労働安全衛生総合研究所があります。

厚生労働省労働基準局

厚生労働省労働基準局は、人々が安心して働く職場を作り、豊かな生活を実現するため、労働関係法令の制定・改廃、各種施策の企画・立案、都道府県労働局や労働基準監督署に対する指揮・監督などを行っています。

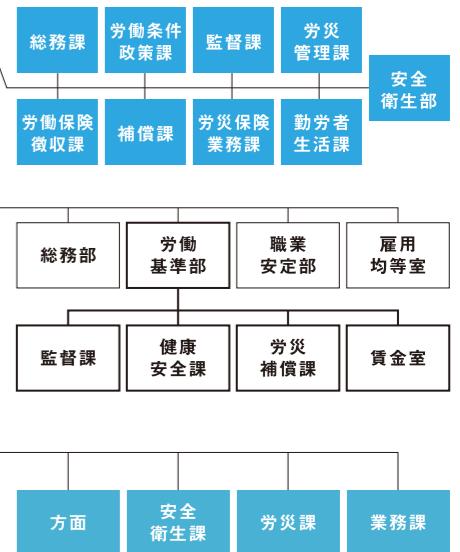
都道府県労働局

都道府県労働局は、労働基準行政の運営について、各都道府県の実情を踏まえた行政運営を図るとともに、管内に置かれている各労働基準監督署を指揮・監督する役割を果たしています。都道府県労働局の内部組織は、総務部、労働基準部、職業安定部、雇用均等室に分かれています。労働基準部には、各局の行政需要の大きさに応じて異なりますが、一般的に、監督課、健康安全課、労災補償課および賃金室の3課1室があります。

労働基準監督署

労働基準監督署は、行政需要や地理的事情などを考慮して全国各地に置かれています。労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である労働基準監督署において展開しています。

(都道府県労働局および労働基準監督署の組織図は一例であり局・署によって異なります。)



安心して 働く社会へ。

主任中央労働基準監察監督官からのメッセージ

全ては、働く人の安心と安全のために。

全国の労働基準監督官は、労災事故、職業性疾病、若者の使い捨て、長時間・過重労働など、社会が解決を求めている問題に日々取り組んでいます。

労働現場の今に密着し、現場の声を聴き、労働環境・労働条件を調査する。そして、労働基準関係法令上の問題を認めれば解決に向けた指導を行い、その是正を確認します。使命感を持って一つ一つの仕事に一所懸命に取り組めば、手応えとやり甲斐を感じることができます。

社会は、労働環境・労働条件の確保・改善のために、熱意と公正さと冷静な頭脳を持って仕事をするあなたを待っています。

写真は、労働基準監督官として採用された一年目に中央研修が行われる労働大学校です。大学校も希望に満ちたあなたを迎えてくれます。

「働く」安心と安全を享受できる社会の実現に向け、一緒に働きましょう。あなたの出番です。

労働基準監督官とは

全国では、約430万の職場で約5,200万人が働いています。働く人にとって、安心・安全な職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されており、労働基準監督官に任命された者は、ILO条約などで規定されている労働監督制度の趣旨に従い、労働基準法により労働基準監督官分限審議会の同意がない限り罷免されません。



昭和59年任官
労働基準局監督課
主任中央労働基準監察監督官

島浦 幸夫

YUKIO SHIMAURA



労働大学校

都道府県労働局幹部からのメッセージ



やる気のある皆さん、 共に頑張ってみませんか。

私は、三十年ほど前に安全衛生を担当とする労働基準監督官として労働基準監督署に配属されました。無我夢中の1年目、少し工夫を試みた2年目、目標を定めて頑張った3年目を経て振り返ると、1件でも労働災害を減らすために私にできることを探しつつ、管内の遵法水準を高めるために、中小企業の事業主に一所懸命に法律の趣旨などを説明していました。

今、私は労働局長として、労働基準、職業安定や雇用均等などの労働行政全般を統括しておりますが、新しい時代、新しい価値観のもとに働き方が変化しても、労働者を大切にする企業を少しでも多くするために努力しています。やる気のある若人の皆さん、働く人々のため、私たちと共に頑張ってみませんか。

昭和54年任官
徳島労働局長

樋野 浩平

KOUHEI HINO

熱い思いを胸に任官を志すあなたへ。

労働基準監督官の仕事、それは“悪い奴は逃がさない”ということ。ガサ入れ、逮捕、そして送検へ、大阪では日常茶飯事の出来事です。

一方、労働基準監督官ほど職業人生の中で労働者、事業主など初対面で多くの方と関わる仕事はありません。初めて出会う様々な立場の方と向き合い、愚痴を聴き、説得し、時にはもら泣きをする。労働基準監督官の仕事は取り締まりというより、傾聴すること、それが仕事かもしれません。その積み重ねの中で、労働基準監督官としてはもちろん、社会人として、また、人間としての幅を広げ、自らも成長できるすばらしい仕事です。今、熱い思いを胸に任官を志すあなたへ、迷うことなく、労働基準監督官の道へ歩みを進めてほしい。あなたのチャレンジに期待しています。

昭和60年任官
大阪労働局
労働基準部長

高井 吉昭

YOSHIAKI TAKAI

使命感を持って行動できる方をお待ちしています。

働く人を取り巻く環境は、その時の社会経済情勢に大きく影響されます。問題点を敏感に感じ取り、労働基準監督官としてどのように対処すべきかを考え、行動することが大切です。福島県では、震災と原発事故からの復興のために多くの人が働いています。賃金などの労働条件を巡る問題、放射線被ばくに伴う健康管理や多発する労働災害への対応など、労働基準監督官の活躍が求められる場面はますます多くなっています。

労働基準監督官は、様々な立場の「人」相手に仕事をします。時には労働者からの相談に耳を傾け、時には意見の異なる事業主に対して法令の趣旨を粘り強く説明し理解を得るなど、法令の知識だけでなく、一人の人間としての力が求められる場面もあります。

誰もが安心して働ける社会をつくるため、使命感を持って行動できる方をお待ちしています。

平成7年任官
福島労働局
労働基準部監督課長

樋口 雄一

YUUICHI HIGUCHI

LABOUR STANDARDS INSPECTOR

労働基準監督官 の仕事

労働基準監督官は、働く人の職業生活や生命と健康を守り、労働条件の確保・改善を図ることを任務としています。
具体的には、関係法令に基づき、次のような業務を行っています。



臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的あるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行い、法律違反が認められた場合には事業主などに対しその改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

昭和61年任官
島根労働局
益田労働基準監督署長
池山 聖子
KIYOKO IKEYAMA

現場に赴き、安心して安全に働ける
環境の実現を図ります。

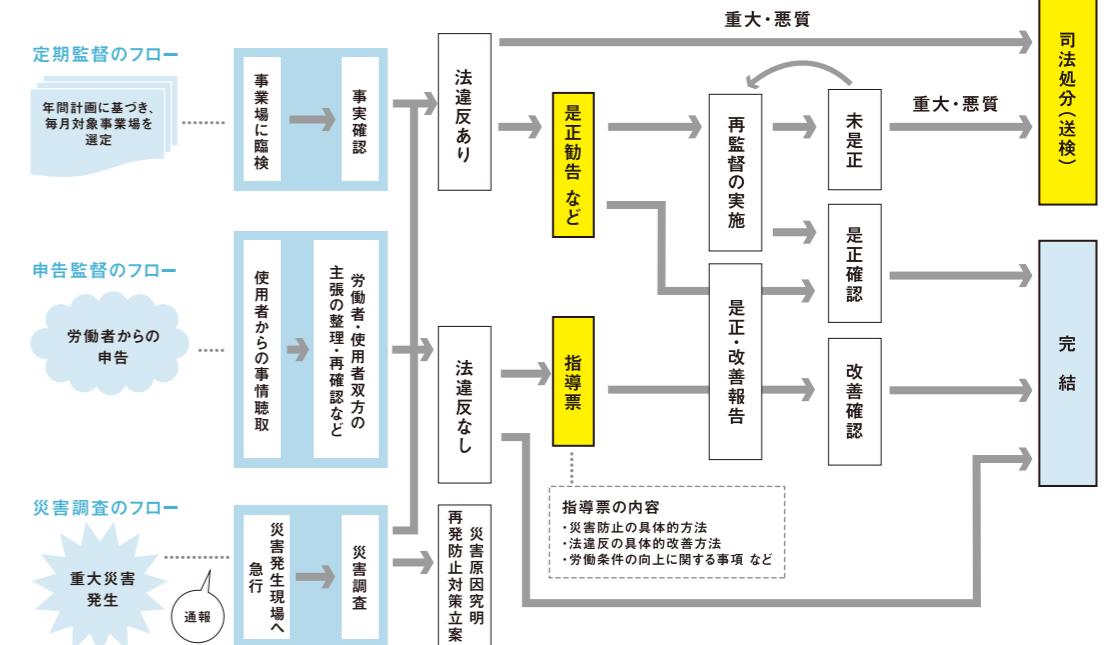
労働基準監督官は、日々、会社や工場などに赴き、労働条件の確保や労働災害の防止について指導しています。

労働者からの長時間労働や賃金不払残業などの相談や申告に基づく臨検監督、災害復旧工事における労働災害防止の取組など、常に変化する社会情勢や地域ごとに異なる状況を把握し、臨機応変にかつ厳正に対応することが求められます。

第一線で事業主や労働者と向き合う労働基準監督官には、真相を解明する洞察力、どのような指導が効果的かを考え行動できる幅広い知識、相手に信頼してもらえる人間性やコミュニケーション力が必要です。大変な仕事ではありますが、やりがいと達成感のある仕事です。

誰もが安心して安全に働ける環境の実現のため、労働基準監督官として働いてみませんか。使命感と行動力のあるあなたをお待ちしています。

労働基準監督の仕組み



労働基準監督官の仕事



平成7年任官
福井労働局
福井労働基準監督署
第一方面主任監督官

野崎 清隆

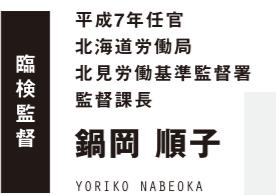
KIYOTAKA NOZAKI

強い説得力で解決する。

労働基準監督官が行う臨検監督の中で、苦労も多い一方でやりがいもあるものが申告監督です。生活の糧である賃金を支払ってもらえないという切実な相談を受けて、労働基準法違反が疑われば申告として受理し、事業場に臨検し、法違反が認められれば事業主を指導しますが、厳しい経営状態の事業主に法令違反を是正させるためには強い説得力が必要となります。

粘り強い指導により解決に至った時は、「事業主に何度も請求しても全く支払ってくれなかったのに、監督署に相談してよかったです」といった言葉を頂くこともあります、嬉しい瞬間です。

働く人が安心して生活できる労働環境を作るため、あなたも一緒に仕事をしてみませんか。



平成7年任官
北海道労働局
北見労働基準監督署
監督課長

鍋岡 順子

YORIKO NABEOKA

豊かな想像力と注意力で人命を守ります。

たった6ミリのネジの出っ張りが人の命を奪う。実際に発生した死亡災害の話です。ベルトコンベヤーのシャフト(回転軸)を止めていた厚さ6ミリの六角ボルトの頭部に、ベルトの洗浄作業をしていた作業員の半袖の袖口がひっかかり、体ごと回転するシャフトに巻き込まれてしまったのです。労働安全衛生法では回転軸の止め具は埋頭型という出っ張らないものでなくてはなりません。

労働基準監督官の仕事は、働く現場を見て、このような危険なものから、そこで作業する人に対する危険がないかを想像し、権限を使用して安全・健康な環境に改善させる仕事です。豊かな想像力と注意力で人命を守ります。やりがいのある仕事です。行動力のある人をお待ちしています。



司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられており、事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。



平成4年任官
岩手労働局
盛岡労働基準監督署
第一方面主任監督官

千田 成人 NARUTO CHIDA

一つ一つ犯罪の芽を摘み取り、二度と罪を犯さないよう熱意をもって捜査を進めます。

悪質な事案のひとつに「労災かくし」があります。労災かくしはその名のとおり、仕事中の労災事故を監督署に報告せずに隠している、あるいは、労災事故の内容を偽って報告するというものです。労災かくしは、被災者の適正な救済が困難なほか、同種災害の再発防止を図る上でも大きな障壁を来します。

送検するためには、各種証拠を収集し、関係労働者や事業主と対峙し取調べをしますが、事件捜査の核心は罪を犯した理由です。つまり、なぜ労災事故を隠したのです。「元請に知れると仕事がもらえなくなる」「手続きが面倒」などその理由はさまざまです。

人は誰でも過ちを犯すことがあります。しかし、二度と罪を犯さない、犯してはならないのです。そのため、事件を担当した労働基準監督官は、身勝手な理由を話す被疑者に負けない強い意志や熱意をもって捜査を進め、被疑者の過ちを質ていきます。

正義と熱意を持ったみなさんをお待ちしております。



平成12年任官
東京労働局
中央労働基準監督署
副主任監督官

野田 晓美 AKEMI NODA

あらゆる「働く」現場で誰もが安全で健康に働くことを目指します。

「気をつければ事故は起こらない」。町工場の経営者はそう言って機械の回転部分のカバーを外して使わせた結果、労働者は片腕を無くしました。労働安全衛生法に関する法令の基準を守らなかったことが原因でした。

クレーンなどの危険な機械が安全に使用できる状態であるかを検査し、有害物質を扱う作業場で排気設備がきちんと稼動するかを確認するなど事務所、工場、建設現場、あらゆる「働く」場面において、誰もが安全で健康に働くように、法令で定めるルールの遵守を指導する。これが私たちの仕事です。労働基準監督官の仕事は幅広く、一筋縄ではいかないことが多いですが、あきらめずに取り組む皆さんをお待ちしています。

労災補償業務

労働者災害補償保険法に基づき、働く人の業務上の事由または通勤による負傷、疾病、傷害、死亡などに対して、請求された個々の事案ごとに被災者や職場関係者などからの聴き取り、事実関係を把握するための関係資料の収集および実地調査を行うとともに、必要に応じて、主治医や専門家から医学的な意見を求めた上で、審査を行い、保険給付を行っています。



平成14年任官
愛知労働局
名古屋北労働基準監督署
補償主任

岡田 考平 KOUHEI OKADA

労働災害にあわれた方への補償を行っています。

労働基準監督署では、労働条件の履行確保や労働災害防止のための取組を行っていますが、残念ながら多くの労働災害が発生している現状があり、労働災害の被災者などに対して、補償を迅速かつ適正に行うこと、重要な役割の一つです。

労働災害の発生の場合は全産業にわたり、最近では過労死やメンタルヘルス不調の事案も多くなっています。労働災害として監督署に請求される事案の中には、トラックから転落して負傷したものの、その目撃者がおらず、防犯カメラの映像で災害の事実を確認したるものもあり、事案は実に様々です。このような事案が補償できるものであるかどうか、様々な事業場を訪ね深く調査を行います。結論にかかる責任は重いですが、労使双方から感謝されること多く、とてもやりがいのある仕事です。ぜひ、一緒に仕事をしましょう。お待ちしています。



平成26年任官の労働基準監督官からのメッセージ



平成26年任官
千葉労働局
千葉労働基準監督署

表口 綾香 AYAKA OMOTEGUCHI

「労働は、商品ではない」という言葉があります。みなさんはこの言葉をどのように思われるでしょうか。私は、「働くこと」が人としての尊厳を損なわせるようなものであってはならないという意味だと思います。

労働基準法や労働安全衛生法などは、働く人を守るために労働条件や安全衛生の最低基準を定めたものであり、労働基準監督官は、これら労働基準関係法令の重要性を説明し、遵守させる役割を担っています。

私は、働く人の尊厳を守るこの仕事にとても魅力を感じています。現在は、電話や窓口で労働相談に対応したり、上司や先輩方の仕事を見せていただきながら、一人前の労働基準監督官になるため、毎日頑張っています。是非、あなたも労働基準監督官として一緒に働いてみませんか。

平成26年任官
大阪労働局
大阪西労働基準監督署

佐々木 孝洋 TAKAHIRO SASAKI

「労働」とは人生の大半の時間をかけるものであり、かつ自己実現の手段でもあると思います。そのような人生において重要な「労働」は適正な環境でなされべきです。

建設現場などの危険な箇所が多い労働環境は当然のことですが、近年問題となっている長時間にわたる過重な労働も労働者の心身に危険を及ぼします。そのような労働者に対する危険から労働基準監督官は生命と健康を守ることを使命としています。

任官してまだ間もないですが、来署された方が相談を終えたあと安心した表情になった時には、労働基準監督官としてのやりがいを感じます。

労働者の適正な労働環境を守るために、みなさんと一緒に働きませんか。



平成26年任官
滋賀労働局
滋賀労働基準監督署

森野 桃子 TOUKO MORINO

私は今、念願叶い労働基準監督官に任官され、日々研鑽に励んでいます。労働基準監督官の仕事に必要な知識は幅広く、労働条件に関する相談に必要となる法令や監督・調査の手法、さらには職場に望まれる安全対策などもあり、悩むこともあります。しかし、相談者の方からいただく「ありがとう」の一言には、労働基準監督官としてのやりがいを感じます。

労働行政に携わり、改めて働くことは人の生活に大きな影響を及ぼすものであることを強く感じます。働く現場で起る賃金不払・残業などの法令違反や労働災害などの問題の解決に向け尽力する労働基準監督官の仕事は、社会になくてはならないものです。

労働行政に興味ある方、やりがいのある仕事を探している方、労働者の方のよりよい職場環境を作るために私たちと一緒に働いてみませんか。

厚生労働本省での勤務



平成13年任官
労働基準局補償課職業病認定対策室
職業病認定業務第二係長

米村 祐規 YUUKI YONEMURA

不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償も、労働基準監督官の重要な職務の一つです。

労働災害には、有害業務に従事した後、何十年も経つから発症する疾病もあり、仕事が原因で発症したものか否かの判断が困難な場合もあります。私の部署では、業務に起因する疾病的迅速・適正な労災認定を全国統一的に行うため、労働局に必要な指示を行うほか、医学専門家による検討会なども行っています。

働く人に関わる問題を的確に把握し、適切に対応する。労働基準監督官の活躍の場は、厚生労働本省においても多方面に広がっています。

働く人を守りたいというあなたの情熱、労働基準監督官という仕事で形にしてみませんか。



平成14年任官
労働基準局監督課
監察係長
津田 恵史 SATOFUMI TSUDA

私は、厚生労働本省で、労働基準監督官の権限が適正に行使されているかを確認する「監察」や、監督指導業務に必要とされる知識や技術の習得のための「研修」に関する業務を担当しています。また、外国人労働者や介護労働者などの労働条件の確保に関する業務も担当しています。

特に、外国人技能実習生については、賃金不払や長時間労働のほか、強制労働が疑われる事案もあるとして、国際的にも注目されており、先日も、政府協議団の一員として米国国務省まで赴き、労働基準監督官の活動状況について説明してきたところです。いずれも重要な仕事で、責任も重大ですが非常にやりがいを感じています。

行動力と熱い心を持つあなたと一緒に仕事ができるこを願っています。



平成20年任官
労働基準局労働条件政策課
労働条件改善係

竹和 さやか SAYAKA TAKEWA

私は、現在、年次有給休暇の取得促進など、勤務環境の改善に向けた事業主等の自主的な取組に関する業務に携わっています。

厚生労働本省での業務は、社会問題をマクロの視点で捉える場面が多く、労働基準監督署で経験した業務とはまた違った経験をしています。

労働基準監督官の仕事は、働く人はもちろんですが、家族や友人など様々な人の幸せに通じるものであると思います。どんな仕事でも、その先にあるものを考えながら真摯に取り組むことができる方、ぜひ労働基準監督官を目指してみませんか。



平成23年任官
厚生労働省大臣官房国際課
国際労働機関第一係
堀田 早紀子 SAKIKO HORITA

「Labour Inspector」と記載されたILO(国際労働機関)の報告書を見たとき、労働基準監督官は世界共通の仕事だと実感しました。

私は、ILOに提出する報告書の作成や、年1回スイスで行われる世界的な労働基準を決めるためのILO総会への出席など、国際的な業務に携わっています。

報告書作成やILO総会では、日本の労働政策をPRすることが重要であり、労働基準監督官の業務内容について説明する機会もありました。労働基準監督官が労働環境適正化のために日本全国で活躍していることをPRする業務に携わることができ、改めて仕事のやりがいを感じました。

日本だけでなく、世界的に必要とされている労働基準監督官として、ぜひ一緒に働きましょう。



子育て中の女性監督官からのメッセージ



平成17年任官
東京労働局
渋谷労働基準監督署

武田 亜希子

AKIKO TAKEDA



現在、私は2人の子育てをしながら、労働基準監督官として働いています。労働基準監督官の仕事は、働く人の職場環境を守る仕事ということもあります。子育てをしながら働くことについても、上司や先輩方の理解を得やすい職場であると思います。

また、業務において子育ての経験が活かされることもあります。先日、労働災害に関する検査で関係者から話を聴いていたときのことです。当初は口が堅くなかった方が、子を育てる親の視点から労働災害について説明したところ、心を開いて本当のことを話してくれました。

労働基準監督官は、とてもやりがいを感じる仕事であって、子育てとの両立を図れる仕事でもあります。

採用後の研修・待遇・福利厚生

採用後の研修

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修および実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修(前期および後期)を約3か月間にわたり受講することになります。

また、原則として、採用後4年目の1年間、安全衛生業務または労災補償業務に係る実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修を約2週間にわたり受講することになります。

中央研修(1年目)

(前期および後期)
の主たるカリキュラム

一般法学

刑法、刑事訴訟法など

労働基準関係法令

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、じん肺法など

監督関係

労働基準行政と監督制度、監督指導実務、未払賃金立替払実務など

安全衛生関係

産業安全・労働衛生に関する基礎知識、災害調査実務など

司法警察実務に関する基礎知識、実況見分実務、被疑者、参考人の取調べ実務など

研修期間
【約3か月間】

中央研修(4年目)

の主たるカリキュラム

安全衛生業務

労働安全衛生行政運営、計画届の審査など

労働者災害補償保険法の仕組みとその運用、業務災害・通勤災害の認定の基本など

研修期間
【約2週間】

採用後の待遇

- 労働基準監督官は、努力次第で、都道府県労働局長、労働基準監督署長など労働基準行政機関の幹部に昇進することができます。
- 採用後は、原則として全国の労働基準監督署に配属され、その後、厚生労働本省や都道府県労働局を含め、随时異動することになります。
- 初任給は、大学卒業後、直ちに採用された場合については、行政職俸給表(一)1級の26号俸(175,900円)に格付けされますが、大学卒業後で採用前に職歴などがある場合には、一定の計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされます。東京、大阪、名古屋などの主要都市に勤務する場合には、地域手当が支給されることとなります。このほか、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

福利厚生

- 国家公務員の各種の福利厚生施設および制度を利用できます。

試験要綱

受験資格

- 昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの者
- 平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学を卒業した者および平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

大学卒業程度

インターネット受付期間：平成27年4月1日(水)9:00～4月13日(月) 受信有効

インターネット申込用受験案内アドレス【http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannai/jyukennannai_rouki.pdf】
インターネット申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>】

インターネット申込みができない環境にある場合は、人事院地方事務局(所)、都道府県労働局、労働基準監督署で受験申込書の交付を受け、郵送または持参してください。郵送または持参の受付期間は、4月1日(水)～4月2日(木)です。(4月2日(木)までの通信日付印有効。郵送または持参される場合は受付期間が短いので注意してください。)

採用予定者数

労働基準監督A(法文系)

約160名

労働基準監督B(理工系)

約40名

第1次試験

平成27年6月7日(日) 9:05(受付開始)9:35(試験開始)～18:05(試験終了)

第1次試験合格者発表日

平成27年6月30日(火)9:00

第2次試験

平成27年7月15日(水)・16日(木)・17日(金)

第1次試験合格通知書で指定する日時(日時の変更は、原則として認められません。)

最終合格者発表日

平成27年8月25日(火)9:00

人事院ホームページ(国家公務員試験採用情報ナビ) <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

第1次試験地	申込先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098-868-4003

厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報)で、
労働基準監督官の業務紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験

検索

